

長野県指定文化財候補物件調査票

- 1 種別 書跡 古文書
- 2 名称 伊賀藤原時盛願文
- 3 所在地 東筑摩郡麻績村日2120 福満寺
- 4 所有者の名称 宗教法人 福満寺
- 5 管理者の氏名 宗教法人 福満寺 代表役員住職 入来院大圓
- 6 報告

(1) 書跡古文書をとりまく立地と歴史環境

[信濃国麻績御厨]

麻績御厨は、保元の乱で、崇徳上皇・左大臣藤原頼長方に見方した伊勢平氏の「散位平正弘領」として没官されて後白河院の後院領とされた(『兵範記』)。このとき、平正弘の所領とされたものは、信濃国内では麻績御厨のほか「公郷領三箇所 高田郷、市村郷、野原郷」の合計四箇所であり、安曇郡から水内郡にかけて伊勢平氏の所領は数多く分布していたことが知られる。麻績御厨も伊勢平氏の勢力下に院政期の文化が開花していた。

頼朝の鎌倉幕府の成立期には、『吾妻鏡』文治二年(一一八六)三月十二日条には「大神宮御領 麻績御厨」「院御領市村荘」とみえ、麻績御厨は伊勢神宮領であるとともに、後白河院領として領家職分が納入されていた。建久三年(一一九二)八月にも、「信濃国麻績御厨 内宮禰宜元雅等口入」とみえ、内宮の御厨で、伊勢神宮内宮禰宜荒木田元雅が口入役をつとめ、彼が給主であった。したがって、麻績御厨は、本家が伊勢神宮で御厨として御贄・供御物を上納するとともに、領家である後白河院の後院庁にも領家年貢を納入していた。伊勢内宮の給主職は、禰宜の荒木田元雅家の子孫が相伝していた。後白河院の後院庁の給主職は誰が勤めたか不明である。

源平の争乱では、「正弘が子に布施三郎惟俊、其子ニ富部三郎家俊也」(源平盛衰記)とあり、布施御厨や富部御厨にも麻績御厨の給主職の平正弘の子孫が在地武士として勢力を浸透させていた。

なお、八坂村の観音堂の千手観音立像の治承三年(一一七九)十月二五日付の銘文には「南閻浮提大日本国東山道信州安曇郡御厨藤尾郷内覚菌寺、大施主平朝臣盛家、芳縁女大施主伴氏、嫡男平市熊 嫡女同吉祥 二女同苔童、三女同安俱利」と信濃平氏一家の名前がみえる。

また、最勝寺領信濃国小川荘では、天養二年(一一四五)年に、伊勢平氏平維綱が、下司清原家兼の讓状があると号して違乱に及んだ。下司家兼は池田宗里と抗争して仇敵として殺害され、その遺産を伊勢平氏が継承しようとした。この池田宗里は「矢原御厨池田郷堀内」(親元日記)の在地武士であり、矢原御厨は伊勢神宮領の御厨であるとともに

に、鎌倉期を通じて蓮華王院領野原荘ともよばれ、後白河院の御願寺・蓮華王院領となっていた。

このように安曇から水内郡にかけて御厨が数多く分布していたが、いずれも伊勢神宮領と後白河院領の王家領庄園とを兼ねており、先進的文化の発達した地域となっていた。在地の武士・池田氏と抗争した平維綱は、平正弘と同門の伊勢平氏であり、平忠盛と池禅尼夫婦の子家盛を養育する係の乳母父（めのとふ）を務めていた。

院政期から鎌倉初期にかけて仁科御厨・矢原御厨・小川荘から麻績御厨・布施御厨・富部御厨・市村高田荘などの善光寺平の御厨・王家領には、伊勢平氏一門の平正弘や平維綱らの一門子孫が多数進出していた。その一族が、信濃平氏として台頭していく（拙論「中世善光寺平の災害と開発」『国立歴史民俗博物館研究報告』九六集 二〇〇二）。

しかも、この時期に造像された歴史遺産の多くが重要文化財に指定されている。仁科御厨の藤尾郷内覚菌寺には治承三年に平盛家と妻の伴氏女によって千手観音像が造立されて重要文化財に指定されている。矢原御厨から最勝寺領小川荘では、預所僧増證が天養二年（一一四五）年に鳥羽院庁に提訴して、平氏違乱を停止する院庁下文が発給され現地に伝存したとして重要文化財になっている。麻績御厨内の福満寺では、平安期に木像薬師如来像が造立され、重要文化財に指定されている。近年、「応保元年（一一六一）辛巳十二月十一日」の記年銘文のある賓頭盧尊者座像が発見され、「麻績鋤山寺」の宝物が福満寺に移転した可能性が指摘されている。（福島正樹「長野県東筑摩郡麻績村福満寺に所在する賓頭盧尊者の造像銘について」『信濃』六五一一二、二〇一三）。平安期の仏像が地方寺院の間を移動する事例は紀ノ川流域で多いことが報告されている。

院政期から鎌倉初期にかけて、伊勢平氏の平正弘一門が麻績御厨に進出していた頃が、福満寺において重要文化財薬師如来座像などが造像された全盛期であった。造像者はだれか不明であるが、仁科御厨などの事例から、平正弘や維綱などの伊勢平氏であった可能性が高いとされている（『長野県史』通史編 古代編 中世1編）。

その後については不明であるが、龜山上皇が嘉元三年（一三〇五）七月二六日の龜山上皇處分状（龜山院凶事記・鎌倉二二二八五）に「新院御方」（後伏見院）として「美濃麻績牧」とみえる。『御料地史稿』（皇帝室林野局、一九三七）は、美濃麻績荘（室町院領）と信濃麻績厨（後院領）をともに大覚寺統の伝領としている。

伊勢神宮による麻績御厨の支配については、輯古帖（神宮文庫）に、寛正五年（一四六四）八月日荒木田永量處分状案（信濃史料8-511）があり、「館町一處」「一信濃国麻績・会田両御厨半分」があげられている。内宮禰宜荒木田永量が権禰宜永尚神主と永家神主に分与した所領となっていた。

[鎌倉時代の麻績御厨と地頭御家人]

鎌倉時代の麻績御厨については『長野県史通史編 中世1』（三一三頁）に「元仁元年（一二二四）伊賀氏の乱で失脚した幕府の政所執事伊賀光宗は、当地に配流された（信史③六一〇・補上一五五）。御厨八カ条矢倉村は伊賀頼泰から光貞へと伝領され（信史④四四〇）、大吉原郷は藤原氏女に相伝された（信史④四六〇）」とみえる。ここから、麻績御

厨の地頭・御家人として、幕府の政所執事という執権につぐナンバーツーの伊賀光宗の子孫が存在し、御厨内の矢倉村や大吉原郷の地頭が伊賀氏一門の頼泰・光貞や藤原氏女（うじのによ）であったことがわかる。

幕府の政所執事をつとめた伊賀光宗の妹は、幕府の執権北条義時の後妻になっており、後妻の権限がつよかったので、執権北条氏と姻戚関係にあった伊賀氏も、それに継ぐ第二の政治力を掌握していた。この光宗と義時後妻の父は、伊賀朝光であった。

[鎌倉御家人藤原姓伊賀氏]

『尊卑文脈』によれば、藤原秀郷の五代孫・公季が木工頭で伊賀氏を称した。所雑色光郷の嫡男が朝光で、頼朝の御家人となり、五男一女子をもうけ、一族興隆の基盤をつくった。その系図はつぎの通りである。

光季 — 時重 — (時盛)
朝光—光宗 — 宗義 — 光政 六波羅越訴頭 — 兼光 引付頭
— 宗綱 — 光泰 評定衆 — 頼泰 — 光貞
— 光長 建武三三条河原討死
光資左衛門尉 — 光房
朝行
光重 隼人正
女子 平政村妻 (母—義時後妻・評定伝)

伊賀朝光は、もとは朝廷の蔵人所の雑色という京武者出身で、鎌倉に下向した京下りの地下官人であった。朝光の娘・藤原氏女が、北条義時の後妻になり、泰時・朝時・重時につぐ四男政村（岱代執権）を生んだため、その子弟は鎌倉幕府の中で評定衆など、政治的実力者となった。

長子の光季は京都守護、二男光宗は評定衆となり、三男に左衛門尉光資、四男に伊賀守朝行、五男に織部正・隼人正光重らはいずれも朝廷に仕えて地下官人となった。三男光資は、伊賀三郎左衛門尉光資として貞応二年五月十九日に二品政子の御訪使節をつとめている（『吾妻鏡』）。

[伊賀氏一門と信濃]

承久三年（一二二三）の承久の乱では、後鳥羽院は五月十五日に官軍を派遣して京都守護の伊賀光季を殺害し戦闘に突入した（吾妻鏡）。光季は死の直前、天皇謀反の使者を鎌倉に派遣して、幕府の危機を救った。幕府軍の京上に中心的役割を果たしたのが、政子と北条義時であった。義時が承久の戦闘の最中の六月六日、市川六郎刑部に宛てた書状が市川文書に残る（③五七五）。北条朝時の北陸道軍の到着前に、越後での戦功を賞するとともに、山踏みして敵方を追い落とすように指示し、功を急いで京上することを戒めている。

京都守護として官軍に殺害された伊賀光季の子息については、『吾妻鏡』貞応二年（一二二三）六月二八日条に「故伊賀大夫判官光季息四人、参二品御亭、皆十歳未滿幼童也、召廉下覽之、奥州候其砌給、悉相似光季顔 之由、被催御悲涙、継亡父之跡、可励忠直之由、

直被仰含云々」とある。京都守護光季の子が四人おり、政子・泰時が十歳未満の幼児を招いて激励し、亡父の跡を継がせたことがわかる。

嘉禄元年（一二二五）九月十二日には「故大夫判官光季遺児領事、有其沙汰、彼子息四郎季村等拝領之、常陸国塩竈庄（元和田平太知行之）以下云々」（『吾妻鏡』）とある。四人の遺児のうち、四郎季村に和田氏の旧領である常陸国塩竈庄が与えられた。承久の乱の犠牲者である伊賀光季の遺児に対する幕府の処置が所領安堵と光季名跡の継承にあり、特別保護したことがわかる。

系図では光季の子に時重がおり、検非違使であった。この子が通字からして藤原時盛の可能性が高いことは後述する。

[伊賀氏の乱と光宗の麻績配流]

元仁元年（一二二四）に六月北条義時が重病となり死去し、執権が泰時と決まった。閏七月、政村の外戚である伊賀光宗と義時後妻が、婿の一条中将実雅を関東将軍につけ、正村を後見に付けようとした。政子は、政所執事の伊賀光宗を罷免、所領五二箇所を没収とし、八月二九日、義時後妻は政子の命で伊豆国北条、伊賀光宗は信濃に、伊賀朝行・光重ら兄弟も京都から鎮西に流刑とされた。伊賀氏の乱である（吾妻鏡、五味文彦「伊賀宗光」『日本古代中世人名事典』吉川弘文館二〇〇六）。麻績御厨が伊賀光宗の流刑地であったことが判明する。鎌倉幕府法では犯罪人・囚人を御家人に預け置く慣習であったことが知られている（海津一朗「中世社会における「囚人預置」慣行」『日本史研究』二八八、一九八六）。したがって、光宗が流された麻績が伊賀氏の所領であったのか、預人の所領であったのか、検討されなければならない。

このときの處分について『吾妻鏡』は次のように記している。

「伊賀式部丞光宗配流信濃国、舍弟四郎左衛門尉朝行、同六郎右衛門尉光重等、為相模掃部助・武蔵太郎預、自京都直可配流鎮西之旨、被仰遣、此兩人、扈從相公羽林上洛之後、未歸参云々」

ここから、光宗は信濃国に配流処分のみで、預人の記載がない。他方、舍弟の朝行と光重の預人は相模掃部助北条時盛（義時の弟時房の長子）と武蔵太郎北条時氏（泰時の長子）が指定されている。両人は元仁元年（一二二四）にともに六波羅探題に就任している。しかも、朝行・光重兄弟は、相公羽林＝三代将軍実朝に供奉して上洛したまま、幕府に帰参しなかったことが特記され、鎮西に配流になったことが判明する。

したがって、伊賀光宗の信濃配流は預人の指定がなく、鎌倉からの追放の処分であり、それゆえ一門の所領に謹慎することになったものと考えられる。北条義時の後妻の実家であり、政子らは光宗への政治的配慮から政所執事の罷免を優先させたものと考えられる。こうした伊賀氏に対する特別の配慮は、一年後の早々の赦免からも伺われる。

すなわち『吾妻鏡』嘉禄元年（一二二五）八月二七日条で伊賀四郎左衛門尉朝行・六郎右衛門尉光重が厚免で配所から帰参がゆるされ、「二位家追福」の恩赦によるものとある（『吾妻鏡』同日条）。つづいて同年十二月二二日には、「式部大夫光宗法師（法名光西）厚免を蒙り配所より帰参す、本領八箇所之を返賜ふ也」とある。光宗も赦免され、配所の信

濃国から鎌倉に帰参し、所領八箇所も光宗に返されたことがわかる。光宗の配所が所領であったとみてまちがいあるまい。

こうしてみると、伊賀氏の乱は実際には政子で意思で処分や恩赦が決められており、伊賀氏への処分はいずれも一年前後の軽い処分にすぎなかったことがわかる。

[光宗の配流先としての所領麻績郷]

では、光宗は信濃国のどこに配流されていたのか。それが判明すると、伊賀氏の所領の一部が判明することになる。

『信濃史料』28巻の編纂終了後、宮内庁書陵部所蔵の『信生法師集』が発見され補遺編に集成された。それによると、塩屋兵衛尉朝業が嘉禄元年（一二二五）に京都より二月二十九日鎌倉にのぼり、その後、上野から浅間山の煙をみて、「あさくら山の雲と成ぬる人、伊賀式部光泰、谷のこねまきのうつもれて、姨捨山の辺に住むことあり」と、姨捨山の伊賀光宗を訪問した記事が出ている。「かの式部こもりい侍るところをは、麻績となん申侍る」と記している（信濃史料 補遺154）。

ここから、伊賀光宗は信濃国麻績郷に配流になり、一年後には赦免となって鎌倉にもどるとともに、麻績郷も所領八箇所のひとつとして返還されたものといえる。以上から、信濃国麻績郷は伊賀光宗の所領であったことが判明する。前述したように、光季の遺児四郎季村に常陸国塩竈庄が与えられていたから、二箇所の所領が判明する。

[鎌倉時代の伊賀氏一門の分布]

光宗は政界復帰のあと、寛元三年（一二四五）に評定衆に列し、正嘉元年（一二五七）正月二三日八十歳で死去するまで、幕政の重要な地位にあった。彼の所領については、信濃国麻績郷のほかに八箇所の所領の全体像は、不明である。わずかに、東寺百合文書二函、文永二年（一二六五）十一月日若狭国惣田数帳に耳西郷・日向浦の地頭として伊賀式部大夫入道光宗跡として伊賀前司がみえる（網野善彦「異形の王権—後醍醐・文観・兼光」、『異形の王権』平凡社 一九八六）。若狭国耳西郷・日向浦が彼の所領であったことになる。

光宗の子に宗義と宗綱の二人がいた。前者は、光政—兼光とつづいた。この光政は六波羅越訴頭人で山城守をつとめた。光政の子息の伊賀兼光は、六波羅引付頭人で、幕府の枢要な地位にありながら、後醍醐の寵臣中の寵臣なり、元亨四年（一三二四）三月七日に奈良般若寺の本尊文殊菩薩騎獅像を造立した大施主前伊勢守藤原兼光であった。後醍醐は倒幕のための調伏祈祷を法勝寺の恵鎮と醍醐寺の文観に行かせたとして、元徳三年（一三三一）五月に幕府によって逮捕され、恵鎮は奥州、文観は硫黄島に流され、元弘三年（一三三三）後醍醐が勝利して帰洛した。この事件にも、伊賀兼光も関与していたらしい（網野前掲書）。建武新政が始まると、窪所の土佐守兼光、記録所寄人「土佐守兼光」、建武元年十二月二七日雑訴決断所牒では「図書頭兼土佐守藤原朝臣」とみえる（『師守記』第一、暦応二年冬巻紙背文書）。建武政府の倒壊と運命をともにしたらしい（笠松宏至「伊賀兼光」『日本古代中世人名事典』吉川弘文館二〇〇六）。

宗綱（評定衆、改光綱）流は、光泰（評定衆、右衛門尉）—頼泰（伊賀守、孫左衛門尉）—光貞（二郎、左衛門尉）とつづいた。この一流は、石清水八幡宮領陸奥国好島荘預所と

なったことから、領主制研究として多くの研究史をもっている。陸奥国好島荘預所には初め千葉常胤が就任して彼の四男大須賀胤信に相伝され、その後三浦義村に交代した。宝治合戦で三浦氏が滅亡すると、御家人伊賀式部入道光西（光宗）に与えられ、伊賀氏が預所職を世襲し、光綱—光泰—頼泰—光貞—盛光と相伝された。伊賀氏は「好島西荘預所職」として検注権と年貢収納にあたり、西荘東目村・好島村・白土村や東荘絹谷・大森・田富・比佐・片依などの村地頭職は岩城一族が保持した。正応三年に預所伊賀頼泰と地頭好島盛隆が「山沙汰」をめぐる争論し、嘉暦三年（一三二八）に預所伊賀盛光と地頭岩城小次郎、田富三郎等が年貢をめぐる争論し、幕府の召符に応じようとしなかった。伊賀氏は好島荘預所に関するかぎり次第に力を喪失し、鎌倉末期以降は、むしろ「好島荘八幡宮別当」「飯野八幡宮神主」としての立場を強調するようになった。ここから、伊賀氏は岩城氏にくらべて在地領主として根を下ろして成長しえなかったとする（永原慶二「領主制支配における二つの道—好島荘の預所と地頭をめぐる」『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三）。

伊賀氏はその後、永仁二年（一二九四）に伊賀頼泰が二郎左衛門光貞に、備前長田荘・信濃麻績御厨八ヶ条内矢倉村・武蔵比企郡瓜生殿村・常陸石原田郷・陸奥好島西荘預所職・領家分飯野郷・筑紫長良郡司職を譲与しており、元亨二年（一三二二）に北条高時・金沢貞頭の外題安堵を受けている（飯野八幡宮文書・信濃史料4—440）。

幕府滅亡から南北朝内乱では、陸奥飯野八幡宮の伊賀盛光の代官として麻績盛清が陸奥菊田荘瀧尻城・小山氏館などで軍忠をあげている。「この麻績氏は伊賀氏が鎌倉時代麻績御厨矢倉村を支配していたとき被官になった者」（『長野県史通史編3 中世2』四二〇頁）とされている。

[麻績郷の内部構造]

麻績御厨の八ヶ条矢倉村の現地推定地は麻績川の南岸の矢倉村としており、北岸側の上下井堀村にある福満寺の地籍は中世で何とよばれていたか不明とされてきた（『長野県の地名』）。天正九年宇治久家の『信濃国道者御祓くたり日記』（信濃史料15-67）に「の（野）口分」と「おみ北条分」の堺の前者の記載に「やくら（矢倉）の与左衛門殿 茶三つ」とある。ここから、現在の野口村と矢倉村が隣接し、その北側を麻績北条と呼んでいたことがわかる。

したがって、麻績御厨の八ヶ条内矢倉は、伊賀頼泰方の所領であり、矢倉村には善導寺がある。福満寺のある地域は御厨北条と呼ばれていたといえ、伊賀時盛方の所領であったと考えられる。

[福満寺は当郷地頭一族の祈祷寺]

鎌倉時代の文化財を有している麻績地域での古寺院は、福満寺を置いてほかにない。とりわけ、福満寺所蔵の日光・月光菩薩立像は、在銘文につぎのように記されている（信史④172）。

日光菩薩者 元徳四年二月二日始之、造立畢	
右意趣者、当郷安穩、興隆仏法故也	仏師善光寺住
月光菩薩 正慶元年〈壬申〉八月廿日始之	妙海
志趣之旨者同上	檀那当寺別当
	僧栄秀

ここから、日光菩薩像が元徳四年（一三三二）の二月二日に造り始め、後者が正慶元年（一三三二）八月廿日に造り始めたことが知られる。その目的は「当郷安穩、興隆仏法の故なり」とあり、福満寺のある「当郷」全体の安穩と仏法興隆が目的であったという。ここから福満寺は当時、「当郷」地頭の祈願寺であったことが判明する。したがって、檀那として当郷地頭の俗名が記載されるのが当然である。伊賀藤原時盛の子孫と推測できよう。

ところが、実際には「檀那当寺別当 僧栄秀」とあり、僧別当の僧名があるのみで、俗別当である「当郷」の地頭一族の名前が記されていない。寺別当僧栄秀の出身一族の「当郷」地頭一族は、銘文に名前を書くことを憚る必要があったといえよう。どのような政治的事情があったのか、が問題になる。いずれにせよ、鎌倉末期に福満寺の日光・月光菩薩像は、当時別当の一族の手によって、「当郷」全体の安穩の祈祷のために造立されたもので、したがって、福満寺は「当郷」地頭一族の祈祷寺であったことが判明する。

なお、網野善彦によると、ちょうど、元徳三年（一三三一）五月に後醍醐天皇の意を受けて、倒幕のための調伏祈祷を法勝寺の恵鎮と醍醐寺の文観が行なったとして、幕府によって逮捕された。この事件には、後醍醐天皇の寵臣として伊賀兼光が関与していたらしい。いわば、麻績郷の地頭伊賀氏一門の一人が、京都で後醍醐の寵臣として幕府倒幕の祈祷に関与して関係者が処分された時期の直後にあたっている。そうだとすれば、地頭伊賀氏一門の名前を出すことが憚られたことも頷けるともいえよう。今後の検討課題として指摘しておきたい。

[福満寺と伊賀氏]

なお、これよりも前の永仁四年（一二九七）十月二六日に藤原時盛が福満寺に願文をささげて読経を法会の導師に依頼した。彼は、自身と妻・子女三人の息災・延命のために、読誦を依頼したい經典の名を列挙している。般若心経・観世音経・仁王経・寿命経・薬師経・北斗経・法華経の七經典と、大威徳真言・光明真言であり、在地における鎌倉御家人の信仰内容を具体的經典によって知ることができる。

ちょうど、伊賀頼泰が信濃麻績御厨八ヶ条内矢倉村の所領をもっていた時期であり、藤原時盛も当然伊賀氏一族で、麻績御厨北条の当郷を所領にしていたのである。

(2) 書跡古文書の特徴

[種類] 文書

[員数] 一紙

[品質及び形状] 紙本墨跡 裏打紙

[寸法・重量] 本紙 縦 28.5 cm × 横 38.0 cm

鎌倉幕府の公文書に用いられる料紙は、鎌倉紙とよばれる檀紙で、横が 50 cm 前後に及ぶものが通例である。それと比較して、横幅が短いもので、書状に用いられる料紙で通例のものといえよう。

[作者]

藤原姓伊賀時盛、なお鎌倉御家人伊賀氏一門であることは報告書（1）に記載。

[紙質]

楮紙 百倍顕微鏡観察により、楮のガラス状繊維の絡みが鮮明に観察でき、鎌倉期の料紙とみてまちがいない。

[伝来・由緒]

福満寺に伝来した文書であるという。なお、現状観察によると、料紙が三つに折られていた折線が横に二本ついている。下段の寸法が 7.8 cm、中段の寸法が 11.0 cm、上段の 9.7 cm で、合計 28.5 cm となる。この横折線は、表具による裏打紙の補強をしても明瞭にのこっている。このことから、長期にわたり、横折りされたものが縦に三折りされていたことが判明した。おそらく、仏像の胎内物文書に多い事例である。藤原時盛願文も、おそらく、仏像の胎内物として伝来した可能性について検討することも今後の検討課題になろう。

[墨色・書流]

墨色は、劣化して墨の粒子が風化飛散して薄くなっているが、あきらかな松煙墨の青墨を用いている。赤墨にはみられない青墨特有の落ち着き感がみえる。書体は、典型的な行書で、漢字と万葉かなの混合体で、書き慣れた能書である。とりわけ、「三人之御分」や「仁王経二部」の書体は、入筆（トン）一運筆（ツー）一終筆（トン）の三折法（欧陽詢や和様書流）ではない。いずれも、入筆（トン）から力を入れながら運筆（グー）する二折法や運筆のみの一折法・入筆をくりかえす多折法が用いられている（石川九揚『書を学ぶ一技法と実践一』筑摩書房、一九九七年）。これはあきらかに米芾・張即之らの宋朝楷書の運筆法を学んだ書流派である。この書法は、張即之の書法を日本に伝えた蘭溪道隆が鎌倉に持ち込んだといわれる。鎌倉御家人の有力者である伊賀氏の書としては、鎌倉在住が多い生活であるから、当然といえよう。

なお、世尊寺経朝が文永九年（一二七二）と十二年に関東に下向したとき、鎌倉御家人の安達泰盛が、「右筆条々」や「心底抄」などを伝授しており、和様の書流を学んだとされている（拙著『中世の国家と天皇・儀礼』校倉書房、二〇一二年、三五〇頁）。これまで、書道史研究では、『書道全集 18-19 鎌倉 I・II』（平凡社、一九五七）や中田勇次郎「書道書流派の成立とその遺品」（『文化財講座 日本の美術 書跡』第一法規一九八二年）、村田正志「中世の文書」（『文化財講座 日本の美術 古文書』第一法規一九七九年）などでは、幕府の関東御教書や関東下知状が右筆書であることから、鎌倉御家人の書流派研究が著しく研究がおくれていた。最新の小松茂美『日本書道史展望』（小松茂美

著作集第十八卷、一九九七年)でも、鎌倉御家人層の書跡はまったく組み込まれていない。鎌倉御家人の自筆書状による書跡研究は、現代的課題になっており、

[古文書の翻刻と内容]

敬白

今年時盛ノ御いの里の経、三人之御分日記事

合

- 一奉読誦 心経三百六十卷
- 一奉読誦 観世音経三十三卷
- 一奉読誦 仁王経三部
- 一奉読誦 壽命経九十卷
- 一奉読誦 薬師経十八卷
- 一奉読誦 北斗経百卷
- 一奉唱 大威徳真言千返* (信濃史料ハ二千返トス)
- 一奉唱 光明真二千返
- 一奉読誦 法花経三部 (并仁王経二部、観世音経百二十卷)

右、件衆、為信心、時盛并女大施主并姫御前三人之分

一大法之良知、御息災延命事、時盛之現当二施 (世)

悉地成塾 (就)、且所願如心、安穩泰平、恒受決樂之

故也

永仁四年 (大才丙申) 十月廿六日

藤原時盛 敬白

特□僧法住□□

[武家文書としての特質]

「敬白」と書きはじめ、二行目に事書をかき、年月日の日下に作者名と敬白と下付を書く。武家文書では、幕府の公文書である將軍家下文・関東下知状・関東御教書や、私文書である書状などが一般的である。それらと比較して、本史料はきわめて特異な文書様式をもっており、稀有なものである。

この文書様式は、神仏に宣誓する起請文と同一である。一般的には、「敬白 起請文事 日付 判」であるが、佐藤進一『新版古文書学入門』(法政大学出版局一九九七年)は、天禄元年(九七〇)天台座主良源起請が「敬啓」と書きはじめ、事書と本文のあと「敬啓」と書き留め、日下に良源署名と三綱の連署がある事例を示す。この文書は、良源が大師最澄にあてた誓・許可・証明をえようとした起請であるという。また「敬白 意趣者・・・年月日 光佐」と書き、「荒木攝津守(村重)殿」との宛先を記した書状形式の文書を本願寺光佐起請文としてあげている(二三五頁)。

本史料も、敬白と書き、事書と本文のあと、日下に時盛の署名と敬白と記し、破損部分が多いものの僧名の連署がある。この僧名は、執筆僧を示すものではないことから、良源起請と同様、連署とみることができよう。おそらく、願主の時盛と導師の僧が連署して、本尊に經典真言読誦による

安穩泰平、恒受決楽の許可・証明をもとめたもので、仏に対する強い意志・願望の表白とみることができる。仏への起請としての願文であるといえよう。

鎌倉御家人が仏に対するつよい所願をあらわすために起請文の文書様式で作成した願文であり、全国的にもきわめて類例の少ない古文書である。今後の古文書研究の上でも貴重な史料である。

[宗教文書としての特色]

法華経・般若心経・仁王経は、護国三部経として流布したもの、観世音経・寿命経・薬師経、北斗経は息災・延命祈願の経典として知られるものである。このうち、とくに、北斗法は、十世紀宇多・村上朝に東寺長者寛空が内裏で勤修したのが初見とされ、東密小野流が玉体安穩・増長宝寿の祈願にもちいられた。空海相伝のものではなく、白河院の代に寛助によって勤修されたものと指摘されている。鎌倉時代に武家では、天変消除・祈雨・病氣平癒のために勤修されていたことが指摘されている（榎本栄一『吾妻鏡』における仏典と法会・修法について『東洋学研究』二四、一九八九）。院政期から鎌倉時代にかけて公家・武家などの世俗社会の人々に息災・延命の功験をさずけたのが北斗法という日本独自の修法であった、正安四年（一三〇四）九月に通海が後伏見上皇のために北斗法を勤仕し、普賢延命法から北斗法へと比重が変化していったこと、南北朝から室町期に足利将軍・とりわけ義満の病氣平癒祈禱として北斗法が盛んに勤修されたことがあきらかにされている（西弥生「台密・東密の共同修法―北斗法を通して」『中世密教寺院と修法』勉誠出版、二〇〇八）。

中央の公家・武家社会で北斗法の勤修が一般化されはじめた時期は南北朝期・室町時代とされ、それよりも早い永仁年間、関東の信濃の山寺で、武家の時盛が、自身と妻子の息災・延命のためにいち早く北斗法を勤修していたことが判明する史料としても、全国的にみて貴重な在地史料となる。

7 指定基準及び理由

(1) 指定基準

長野県宝等の指定等に関する基準

第1 長野県宝の指定基準

(3) 書跡及び典籍 ア 書跡（宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等）は、書道史上又は歴史上重要なもの

鎌倉幕府の安達氏ら有力御家人は、世尊寺流を学んだといわれていた。本件は、北条義時と姻戚関係にあった伊賀氏一門の伊賀時盛の書跡である。京都守護をつとめた伊賀光季や政所執事をつとめた伊賀光宗ら幕府の有力御家人の子孫の自筆の書跡である。時盛の書流は、和様の世尊寺流よりは、宋朝楷書の唐様を学んでいた傾向が顕著であり、むしろ張即之を日本に紹介した鎌倉在住の蘭溪道隆の書流の影響がつよい。鎌倉後期で、陸奥国飯野八幡宮好島庄預所職の御家人伊賀頼泰・光貞父子や六波羅奉行人と雑訴決断所寄人をつとめた伊賀兼光などが同族の伊賀氏一門である。それと同

時代人の伊賀時盛の自筆である。幕府有力御家人の書跡の多様性を知ることのできる史料であり、書道史研究の素材として重要である。

(4) 古文書 ア 古文書類は歴史上重要なもの

作者の伊賀藤原時盛が、妻子の安穩を祈祷するため、法会での読誦經典を法会の導師である僧侶に依頼した願文である。古文書としては、鎌倉御家人が発給した宗教文書であり、しかも細かく立て折りしたものを三つに細かく織り込んでおり、仏像の胎内文書と同様の折様を示している。県内の古文書では類例がなく、全国的にみても貴重な事例である。古文書の形態や機能の研究上からも貴重である。

(2) 指定理由

ア、信濃国麻績御厨の鎌倉御家人である藤原姓伊賀光宗の一族で、『尊卑文脈』にいう伊賀光季の子時重（検非違使）と、時の字を通字にしており、京都守護伊賀光季の子孫にあたる人物の伊賀時盛の自筆原本である。鎌倉御家人藤原姓伊賀氏の書状原本は、福島県の飯野八幡宮文書以外にはなく、わずかに伊賀光宗書状が和歌山県・高野山文書の中に一点残るのみである。本史料は、鎌倉幕府の有力御家人伊賀氏の自筆史料として全国的にみてもきわめて貴重なものである。伊賀光季―時重―時盛とつづいた信濃伊賀氏の存在を示す唯一の原本史料である。

イ、鎌倉幕府政治の推移と麻績御厨での伊賀氏一門の活動とが直結しており、幕府政治と信濃麻績御厨の地域史が連動していたことを示す一級史料である。県民の鎌倉幕府政治の歴史学習にとって不可欠で稀有な原本史料が、地方に単独で伝来したもので貴重で稀有な史料である。

藤原姓伊賀氏は、光季のとき、1221年5月京都守護として承久の乱で天皇方に殺害された（吾妻鏡）。伊賀光宗のとき、姉妹は執権北条義時の後室となり、1224年伊賀氏の乱をおこし、その主犯として元仁元年（一二二四）に麻績に流刑になった。宮内庁書陵部で戦後発見された『信生法師集』は、塩屋朝業が嘉禄元年（一二二五）に京都・鎌倉・上野をへて「をはすて山のほとり」「麻績となん申侍る」處に伊賀式部光宗を訪問したことを示している。嘉禄元年（一二二五）十二月には、光宗の流罪が許されて、本領八箇所も返給され、鎌倉に帰参した（吾妻鏡）。その後、一門からは、六波羅奉行人となった伊賀兼光が、幕府の枢要な地位にありながら、後醍醐の寵臣となり、元亨四年（一三二四）に奈良般若寺の本尊文殊菩薩騎獅像造立の大施主となり、倒幕に活躍した。建武新政が始まると、窪所・記録所寄人・雑訴決断所の寄人になって活躍した。鎌倉幕府の政治史と直結した麻績御厨の重要な役割と地域史を県民が理解するうえで、本史料はなくてはならない貴重な歴史学習教材となる県民の文化財である。

ウ、有力御家人である伊賀時盛が、鎌倉時代に家族の息災・延命のために仏教法会を営んだとき、読誦した仏教法典の内容を記録した仏に対する願文であり、鎌倉御家人の仏教信仰の内実を示す史料である。鎌倉御家人の仏教思想を物語る県内唯一の宗教資料である。

永仁二年（一二九四）に鎌倉御家人伊賀頼泰が子息二郎左衛門光貞に、信濃麻績御厨八ヶ条内矢倉村などの所領を譲与して、元亨二年（一三二二）に北条高時・金沢貞頭の外題安堵を受けた（飯野八幡宮文書・信濃史料4-440）。その同時期の永仁四年（一二九七）十月二六日に藤原時盛が福満寺に願文をささげて妻子の息災延命の法会執行を開催した。自身と妻・子女三人の息災・延命のために、読誦を依頼した経典は、般若心経・観世音経・仁王経・寿命経・薬師経・北斗経・法華経であり、大威徳真言・光明真言を依頼した。在地における鎌倉御家人の仏教信仰の内容を知ることができる稀有な史料である。

福満寺には、平安後期の薬師如来座像をはじめ仏教彫刻が重要文化財となっている。永仁四年の願文のあと、善光寺仏師妙海と旦那当寺別当僧栄秀によって日光菩薩立像が元徳四年（一三三二）二月、月光菩薩立像が正慶元年（一三三二）八月に造立され、重要文化財になっている。元徳三年（一三三一）五月に円観・文観が倒幕のための調伏祈祷で逮捕された直後にあたっている。いずれも、伊賀氏の仏教文化をものがたる貴重な史料である。

8 調査日 平成26年6月26日

9 調査者氏名 井原今朝男

10 参考文献

井原今朝男「中世善光寺平の災害と開発」（『国立歴史民俗博物館研究報告』九六集二〇〇二）
福島正樹「長野県東筑摩郡麻績村福満寺に所在する賓頭盧尊者の造像銘について」（『信濃』六五一一二、二〇一三）

『長野県史』通史編 古代編 中世1編）。『長野県史通史編3 中世2』四二〇頁

五味文彦「伊賀宗光」（『日本古代中世人名事典』吉川弘文館二〇〇六）

海津一朗「中世社会における「囚人預置」慣行」（『日本史研究』二八八、一九八六）

笠松宏至「伊賀兼光」（『日本古代中世人名事典』吉川弘文館二〇〇六）。

網野善彦「異形の王権—後醍醐・文観・兼光」（『異形の王権』平凡社 一九八六）

永原慶二「領主制支配における二つの道—好島荘の預所と地頭をめぐって」（『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三）

佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局一九九七年）

榎本栄一「『吾妻鏡』における仏典と法会・修法について」（『東洋学研究』二四、一九八九）

西弥生「台密・東密の共同修法—北斗法を通して」（『中世密教寺院と修法』（勉誠出版、二〇〇八）

敬白

今年感承以心此三人之所共

一 孝誦

心經百字卷

一 孝誦

觀世音如字卷

一 孝誦

仁王如字部

一 孝誦

壽命如字部

一 孝誦

藥師如字部

一 孝誦

字他百字

一 孝誦

入世經真言千遍

一 孝誦

名師真言千遍

一 孝誦

從死以中并行如字
觀世音如字部

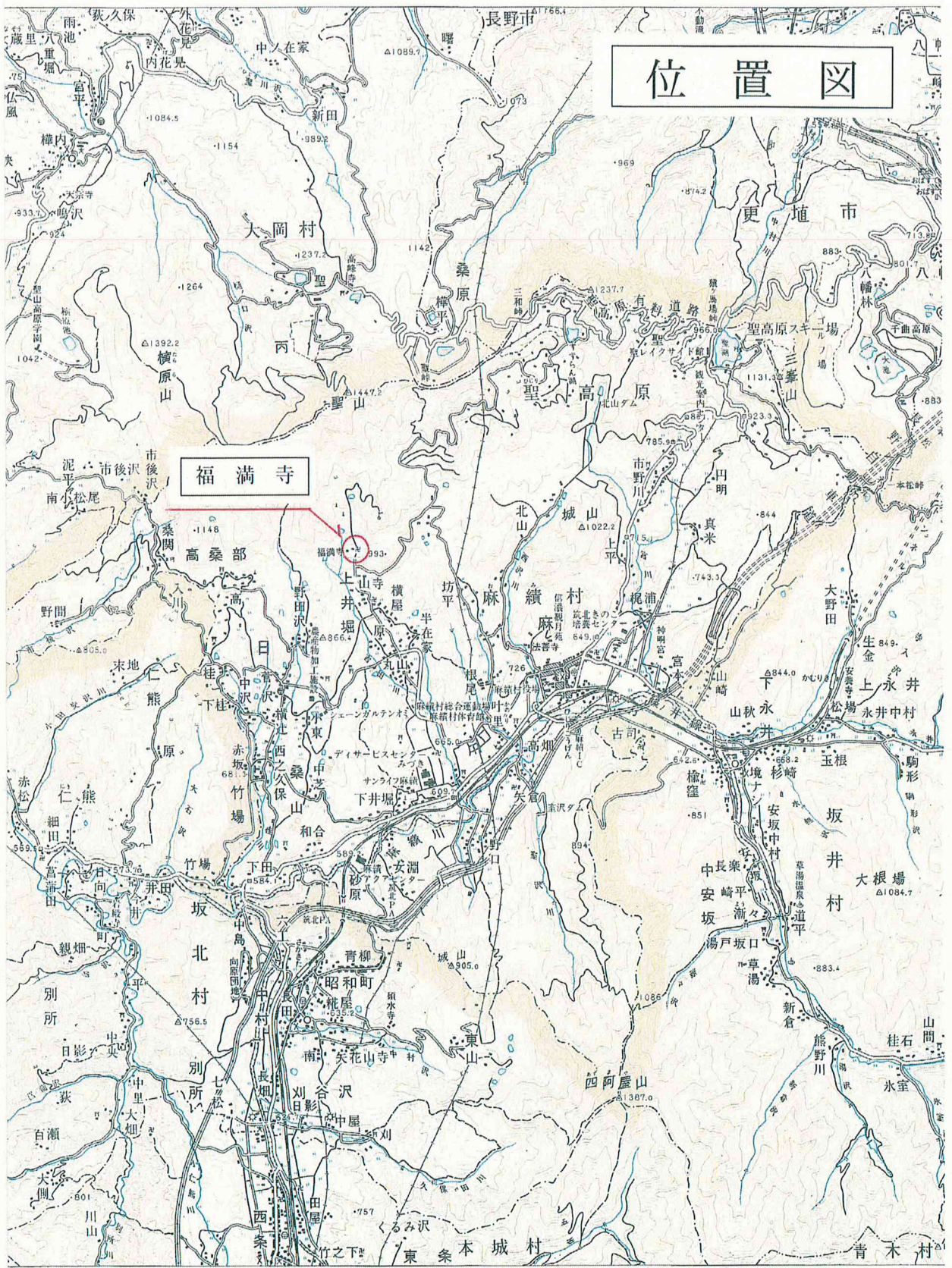
右得元氣信口感并女德之非此三人亦
一不修一息氣息矣迄今夏時感一現音二地
悲地成就品而必心而德在平惟友以子
故

癸卯年十月廿六日

特 謹 啟

麻績村全図

位置図



1 : 50,000

